



島根県報

平成19年 3月16日 (金)

第 1,862 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(青少年家庭課)	3
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	3
県有自動車管理規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	3

告 示

地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	4
総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法	(")	4
公平委員会の事務の受託	(市 町 村 課)	4
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	5
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	5
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	6
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	6
家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく検査の実施	(農畜産振興課)	7
家畜伝染病予防法第6条の規定に基づく注射の実施	(")	10
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	10
保安林の指定施業要件の変更	(")	11
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	11
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経 営 支 援 課)	11
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	13
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	13

公 告

平成18年度島根県准看護師試験の合格者	(医 療 対 策 課)	14
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	15
確知できない宅地建物取引業者の所在	(建 築 住 宅 課)	15

特定調達公告

江津高野山風力発電所建設事業に係る随意契約の相手方等	(企業局経営課)	15
----------------------------	----------	----

教委告示

島根県立青少年の家の指定管理者の指定	(生 涯 学 習 課)	16
島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定	(文 化 財 課)	16

教委訓令

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(高 校 教 育 課)	17
教育職員の任免発令式の一部改正	(")	17

公安告示

車両移動保管事務の休止 (警察本部) 17

交通誘導警備業務2級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施 (") 18

正 誤

平成19年2月2日付け島根県報第1,850号中 (道路維持課) 19

平成19年2月9日付け島根県報第1,852号中 (") 19

平成19年2月27日付け島根県報第1,857号中 (") 20

公布された条例等のあらまし

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則(規則第13号)

1 規則の概要

教育委員会教育長に委任する権限のうち、貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定に基づき免除する債務について規定を整理することとした。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第14号)

1 規則の概要

島根県青少年の健全な育成に関する条例の改正に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第15号)

1 規則の概要

住宅金融公庫を独立行政法人住宅金融支援機構に改めることとした。(様式第2号(5)関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

県有自動車管理規則の一部を改正する規則(規則第16号)

1 規則の概要

組織の改編等に伴う規定の整理(第2条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第13号

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則(昭和46年島根県規則第78号)の一部を次のように改正する。

本則第11号中「及び高等学校奨学資金」を「、高等学校奨学資金及び県立学校統合再編成通学支援資金」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第14号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第26条ただし書」を「第27条ただし書」に改める。

第10条中「第27条第 1 項」を「第28条第 1 項」に改める。

第11条中「第27条第 4 項」を「第28条第 4 項」に改める。

第12条中「第27条第 1 項」を「第28条第 1 項」に改める。

様式第 4 号中「第27条第 1 項並びに第29条第 2 項第 3 号及び第 4 項第 4 号」を「第28条第 1 項並びに第30条第 2 項第 3 号及び第 4 項第 4 号」に、「第27条 知事」を「第28条 知事」に、

「第29条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。」

を

「第30条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。」

に、「第27条第 1 項又は」を「第28条第 1 項

又は」に改める。

様式第11号表面中「第27条第 1 項」を「第28条第 1 項」に改め、同様式裏面中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第15号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号(5)中「住宅金融公庫資金」を「独立行政法人住宅金融支援機構資金」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第16号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び県立病院」を削り、「、盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第188号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
有限会社いそたけ石油	山本 昭二	島根県大田市五十猛町1546番地	平成17年7月14日
竹田木材有限会社	竹田 治弘	島根県松江市岡本町1087番地	平成19年1月31日

島根県告示第189号

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法を次のように定め、平成19年4月2日から施行する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

島根県告示第190号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により島根県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定による委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1号の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマシィ きりん薬局	出雲市国富町833 - 12	平成19年 3月 1日
有限会社 大谷仁成堂薬局高津店	益田市高津八丁目 5 - 3	平成19年 2月15日
林医院	松江市北堀町77番地 2	平成19年 3月 1日
青葉クリニック	松江市上乃木一丁目 2 番13号	平成19年 3月 1日
おちハートクリニック	益田市高津八丁目 5 - 2	平成19年 3月 1日
江田クリニック産婦人科	出雲市大津町260番地	平成19年 3月 1日

島根県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2号の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
江田クリニック産婦人科	出雲市大津町260番地	平成19年 3月 1日

島根県告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1号の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 野村工業	浜田市三隅町岡見 4697番地 1	通所介護	デイサービスセンター 野の郷	浜田市三隅町岡見 4697 - 1	平成19年 2月19日
有限会社 野村工業	浜田市三隅町岡見 4697番地 1	介護予防通所 介護	デイサービスセンター 野の郷	浜田市三隅町岡見 4697 - 1	平成19年 2月19日

社会福祉法人 花の村	江津市後地町821番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム合歓の郷	江津市後地町834-1番地	平成19年2月26日
社会福祉法人 花の村	江津市後地町821番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム合歓の郷	江津市後地町834-1番地	平成19年2月26日
社会福祉法人 松江福祉公社	松江市上乃木10丁目5番2号	小規模多機能型居宅介護	長命園「やくものお家」	松江市八雲町日吉255-1	平成19年3月1日
社会福祉法人 松江福祉公社	松江市上乃木10丁目5番2号	介護予防小規模多機能型居宅介護	長命園「やくものお家」	松江市八雲町日吉255-1	平成19年3月1日
社会福祉法人 松江福祉公社	松江市上乃木10丁目5番2号	通所介護	長命園デイサービスセンター「やくものお家」	松江市八雲町255-1	平成19年1月4日
社会福祉法人 松江福祉公社	松江市上乃木10丁目5番2号	介護予防通所介護	長命園デイサービスセンター「やくものお家」	松江市八雲町255-1	平成19年1月4日

島根県告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄田信義

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 松江福祉公社	松江市上乃木10丁目5番2号	通所介護	長命園デイサービスセンター「やくものお家」	松江市八雲町255-1	平成19年2月28日
社会福祉法人 松江福祉公社	松江市上乃木10丁目5番2号	介護予防通所介護	長命園デイサービスセンター「やくものお家」	松江市八雲町255-1	平成19年2月28日

島根県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄田信義

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 松江社会福祉協議会	松江千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人 松江社会福祉協議会 宍道介護センター	松江宍道町上来待213番地1	松江宍道町昭和1番地	平成18年4月1日

社会福祉法人 松江市社会福祉 協議会	松江市千鳥町70 番地	介護予防訪問 介護	社会福祉法人 松江市社会福祉 協議会 宍道介 護センター	松江市宍道町上 来待213番地 1	松江市宍道町昭 和 1 番地	平成18年 4 月 1 日
社会福祉法人 松江市社会福祉 協議会	松江市千鳥町70 番地	居宅介護支援 事業	社会福祉法人 松江市社会福祉 協議会 宍道介 護センター	松江市宍道町上 来待213番地 1	松江市宍道町昭 和 1 番地	平成18年 4 月 1 日

島根県告示第196号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条の規定に基づき、検査を次のように実施する。

平成19年 3 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病 検査	ブルセラ病 の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛	ブルセラ急速凝集反応法とし、必要に応じて試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町	平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		家畜保健衛生所長が必要と認める家畜			
結核病検査	結核病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛	ツベルクリン皮内注射法	松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町	
		種付けの用に供し、又は供する		当該家畜の所在地	

		<p>目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛</p> <p>家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>		<p>を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域</p>	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	<p>搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛</p>	<p>エライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>	<p>松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町</p>	
		<p>種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛</p>			
		<p>発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜防疫員が必要と認める牛</p>	<p>エライザ法及び細菌検査とし、必要に応じてヨーニン検査又は補体結合反応検査とする。</p>	<p>県下全域</p>	
		<p>家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>エライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>		
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）</p>	<p>エライザ法</p>	<p>県下全域</p>	<p>平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</p>
牛のブルータング検査	牛のブルータングの発生予察	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>平成19年4月1日から平成20年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜</p>
牛のアカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	

牛のチュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	保健衛生所長の指定する日
牛のアイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛のイバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛の牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	エライザ法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬 4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域	
蚊及び野鳥のウエストナイルウイルス感染症検査	ウエストナイルウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める蚊及び野鳥	ウイルス分離検査	県下全域	
豚のオーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の豚流行性下痢（PED）検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の伝染性	豚の伝染性	家畜保健衛生所長が必要と認める	血清学的検査	県下全域	

胃腸炎検査	胃腸炎の発生予防	豚			
豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査	鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める鶏	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蛆病検査	腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるみつばち	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第197号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定に基づき、注射を次のように実施する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄田信義

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
牛の炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日

島根県告示第198号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄田信義

- 1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字杉戸3866 - 76・3866 - 80 (以上 2 筆国有林)、3843 - 3・3851 - 2・3866 - 77 (以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第199号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年 3月15日農林省告示第434号(二に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第200号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 加入区の名称

美保関町加入区

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の18に掲げる漁業の区分

島根県告示第201号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 3月16日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ラピタ高松店 島根県出雲市松寄下町296 - 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

いずも農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県出雲市今市町95番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

いずも農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄 島根県出雲市今市町95番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月7日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,827平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 114台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 60台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 78平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 30立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前8時30分

(閉店時刻) 午後10時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後11時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5か所(駐車場北側ほか)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

2 届出年月日

平成19年3月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課(島根県出雲市今市町109 - 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容
オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第202号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町上来原767番3地先から同80番5地先まで	メートル 531.00	平成19年 3月19日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

安来市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

朝日橋南、庵之上A、庵之上B、庵之上C、市原A、市原B、井出ヶ原橋東、宇波2、宇波4、宇波7、宇波9、宇波12、宇波14、宇波A、宇波川西、宇波小学校南、宇波神社東1、追神、追神A、追神B、追神C、追神D、梶A、梶B、梶C、梶D、梶E、梶F、梶川西1、梶川西4、梶川東2、梶川東3、梶福留A、梶福留B、上山佐2、上山佐A、上山佐B、上山佐C、上山佐中口4、上山佐待合2、茅原A、茅原B、茅原C、木呂畑1、木呂畑2、木呂畑3、木呂畑A、木呂畑B、雲場尻橋南、黒田1、黒田2、黒田3、黒田A、黒田B、黒田C、黒田E、黒田F、黒田G、駒場1、駒場A、駒場B、駒場C、駒場D、駒場E、駒場F、駒場G、駒場H、坂の下、坂の下A、塩滝西、塩滝橋東、塩滝橋南2、下明1、下明3、下明6、下明7、下明A、下明B、下明C、下明D、新田A、新田B、新田橋北、新田橋南、水天宮東1、水天宮東2、第1A、第1B、第1C、高木、高木1、高木4、高木5、高木A、高木公会堂南、高木尻橋東、滝奥、滝奥3、滝奥5、滝奥A、滝奥B、滝奥C、滝下、滝谷A、滝谷B、滝谷C、滝谷D、滝谷E、滝谷F、千歳橋東1、道城、道城2、道城A、道城B、道城C、道城D、道城E、東部A、東部B、東部C、東部D、東部E、東部F、東部G、東部H、東部I、東部J、富田2、殿之奥A、殿之奥B、殿之奥C、兔屋橋西2、兔屋橋東、兔屋橋南、中口2、中口3、中口A、中口B、中口C、永田2、永田A、永田B、永田C、永田D、永田E、中谷1、中谷2、中谷3、中谷4、中谷5、中智屋橋南2、新高橋南1、二軒堂橋東1、西谷A、西比田A、西比田B、西比田C、西比田D、西比田E、西比田F、八幡橋西、八幡橋南、比田温泉北2、比田中学校北、広瀬町中谷A、福留、福留A、福留B、福留C、福留橋南、布部4、古市、古市2、本郷、本郷A、本郷

B、本郷C、前谷1、前谷2、前谷4、前谷A、前谷B、前谷公会堂西、前谷公会堂南、前谷橋南1、待合A、待合B、待合C、松本1、松本3、松本4、松本6、松本7、松本A、松本B、松本C、松本D、松本E、廻谷2、廻谷A、廻谷B、廻谷C、廻谷D、廻谷E、廻谷F、廻谷G、廻谷H、水田原1、水田原3、宮内、宮上1、宮上A、宮上B、宮上C、宮上D、宮上E、宮下、宮下2、宮下3、宮下5、宮下6、宮下A、宮下B、宮の谷川北1、宮の谷川南1、宮の谷川南2、虫木6、虫木A、森口、森口2、森坂橋北、森坂橋西5、森坂橋西7、八城川西2、八城尻橋北2、八城尻橋東2、山口1、山口2、山口A、山口B、山口C、山口D、山口E、山佐運動広場西、山佐運動広場東1、山佐運動広場東2、山佐運動広場南、山佐大橋北、山佐常願寺A、山佐常願寺B、山佐ダム東1、山佐ダム東2

(2) 土石流

足達屋敷谷A、足達屋敷谷B、穴釜谷、庵上川、市原川、犬谷、今谷川、岩田屋敷谷、兎谷A、兎谷B、兎谷C、後谷川A、後谷川B、宇波2、宇波4、宇波5、宇波6、宇波7、宇波8、宇波9、宇波11、宇波12、宇波13、宇波14、宇波15、宇波A、宇波B、宇波E、宇波F、宇波G、宇波J、宇波K、宇波L、宇波大谷川、宇波川、宇山谷川、遠藤屋敷谷、追神川、大板谷A、大板谷B、大搦A、大搦B、大原谷、大楨谷、奥田原B、奥田原C、奥田原F、奥田原G、奥田原I、奥田原K、奥田原寺奥川、思田屋敷谷A、思田屋敷谷B、梶奥谷川、檜村奥谷、数木川A、数木川B、桂谷川A、桂谷川B、加藤屋敷谷、金谷A、金谷B、金谷C、金場谷A、金場谷B、上山佐B、上山佐G、唐淵谷、鉄穴内川C、鉄穴内川D、北谷、木ノ呂谷A、木ノ呂谷B、木村屋敷谷、木呂畑川D、木呂畑川E、木呂畑川F、木呂畑川I、葛城谷A、葛城谷B、黒岩谷川B、コイノク谷、荒神本谷、弘法川、小手川、駒場谷、古屋川、オノ峠谷、佐伯屋敷谷、桜掘川、狭原川、佐水屋敷谷、柴瀬小谷、志引谷、新三谷川、下鷲谷、下明A、下明B、下明C、下明D、下明E、下明F、下明G、下明H、下明I、下明J、下明K、常願寺A、常願寺B、常願寺C、常願寺D、常願寺谷川、千川谷、仙田屋敷谷、高木A、高木B、高木C、高木D、高木E、高木F、高木G、高木H、高木I、高木J、高木K、高木L、高木M、高木N、高木O、高柴谷、滝奥B、滝奥C、滝奥D、滝下A、滝下C、滝谷川、唯谷B、田谷、鋤床谷、鋤原川、田中川A、塚田奥谷、堤谷川、峠谷、道城A、道城D、道城E、道城F、道城川A、道城向川A、堂廻谷川、殿ノ奥谷、中倉谷B、中倉谷C、中倉谷D、中嶋奥谷、永田川A、永田川B、中谷、中ノ谷A、中ノ谷B、中ノ谷C、中ノ谷D、中ノ谷E、錦織谷、西谷A、西谷B、西谷C、西谷J、西谷L、西谷M、日光細工谷、橋木谷、膚無川、八城川、半谷A、半谷B、半谷C、半谷D、半谷E、東比田A、東比田B、東比田C、東比田D、東比田E、東比田F、東比田G、東比田H、東比田I、東比田家の奥谷、比田A、比田B、比田C、比田E、比田H、比田I、比田J、比田K、比田L、比田M、比田N、比田O、比田P、比田Q、比田R、比田S、比田T、比田U、比田W、比田X、比田Y、比田Z、比田AA、比田AB、比田AC、比田AD、比田AE、比田AF、藤原屋敷谷、防床川A、防床川B、防床谷A、防床谷B、防床谷C、本郷川、前谷A、前谷B、前谷C、馬背谷、間谷川、松本A、松本B、松本F、松本G、松本H、松本I、松本J、松本K、松本L、松本M、真奥谷、廻谷、万波屋敷谷A、万波屋敷谷B、水田原A、水田原B、水田原C、水田原D、水田原E、宮内川、宮上A、宮上B、宮上C、宮の谷、向廻谷川、虫木C、虫木D、虫木川A、虫木川B、虫木谷、家の奥谷A、家の奥谷B、山口北谷、山口南谷A、山口南谷B、山佐川A、山佐川B、山佐川F、山佐川G、山佐川H、山佐川I、山佐家の奥谷、山本屋敷谷A、山本屋敷谷B、湯の谷、横鋤奥谷、米元川、米森屋敷谷

3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧に供する。)

公 告

平成18年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成19年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014
0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028
0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042
0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056
0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066	0067	0068	0069	0070
0071	0072	0073	0074	0075	0076	0077	0078	0080	0081	0082	0083	0084	0085
0086	0087	0088	0089	0090	0091	0092	0093	0094	0095	0096	0097	0098	0099
0100	0101	0102	0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109	0110	0111	0112	0113
0114	0115	0116	0117	0118	0119	0120	0121	0122	0124				

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 3 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字出雲郷字町後219番 1

面積 13,207.42平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市末広町219番地 1

有限会社不動産情報マイホーム

代表取締役 細谷 洋一郎

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

当該宅地建物取引業者から平成19年 4 月15日までに所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成19年 3 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名

株式会社ワイズ設計コンサルタント

代表取締役 山本 文則

2 宅地建物取引業者名簿に登載された事務所の所在地

松江市袖師町11 - 10

3 宅地建物取引業者名簿に登載された代表者の所在

広島県広島市西区南観音八丁目12番11 - 102号

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び島根県企業局契約規程で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年3月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
江津高野山風力発電所建設事業 風力発電設備及び電気設備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東光・大亜・IPC特別共同企業体
広島県広島市中区大手町2丁目7番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
4,515,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第2号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例(平成18年島根県条例第60号)附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成19年3月16日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立青少年の家
- 2 指定管理者
島根県松江市片原町62番地1
北陽ビル管理株式会社 代表取締役 幡 宏明
- 3 指定期間
平成19年4月1日から3年間

島根県教育委員会告示第3号

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例(平成18年島根県条例第61号)附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成19年3月16日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立古墳の丘古曾志公園
- 2 指定管理者

島根県松江市片原町62番地 1

北陽ビル管理株式会社 代表取締役 幡 宏明

3 指定期間

平成19年 4月 1日から 3年間

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 2 号

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月16日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第 1 条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第 3 号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月16日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第 2 条第 1 号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第 1（その 1）の 1(1)中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第29号

指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定車両移動保管機関が車両移動保管事務の全部を休止する旨を承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成19年 3月16日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 車両移動保管事務の全部を休止する指定車両移動保管機関

財団法人島根県交通安全協会

2 休止の日

平成19年 4月 1日

島根県公安委員会告示第30号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成19年3月16日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種 別 、 級	実 施 日 時	定 員
交通誘導警備業務 2 級	平成19年6月27日（水）午前9時から午後5時まで	30人
雑踏警備業務 2 級	平成19年7月25日（水）午前9時から午後5時まで	30人

2 検定実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 交通誘導警備業務 2 級

- ㊦ 警備業務に関する基本的な事項
- ㊧ 法令に関すること。
- ㊨ 車両等の誘導に関すること。
- ㊩ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 雑踏警備業務 2 級

- ㊦ 警備業務に関する基本的な事項
- ㊧ 法令に関すること。
- ㊨ 雑踏の整理に関すること。
- ㊩ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 交通誘導警備業務 2 級

- ㊦ 車両等の誘導に関すること。
- ㊧ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 雑踏警備業務 2 級

- ㊦ 雑踏の整理に関すること。
- ㊧ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

- (1) 受付期間

種 別	受 付 期 間
交通誘導警備業務 2 級	平成19年 5月14日(月) から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級	平成19年 6月11日(月) から同月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第 1 号) 1 通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

次の検定の種別に応じ、検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

ア 交通誘導警備業務 2 級 14,000円

イ 雑踏警備業務 2 級 13,000円

6 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前 9 時から同 9 時20分までを受付時間とする。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852 - 26 - 0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。

正	誤
---	---

平成19年 2月 2日付け島根県報第1,850号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
7	島根県告示第103号の表中	230.00	340.00

平成19年 2月 9日付け島根県報第1,852号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正										
6	島根県告示第117号 の表中	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">隠岐支庁県 土整備局</td> <td>道路改良工事</td> </tr> <tr> <td>拡幅</td> </tr> <tr> <td>拡幅 特定交通安全施 設整備工事</td> </tr> <tr> <td>災害防除工事 拡幅</td> </tr> </table>	隠岐支庁県 土整備局	道路改良工事	拡幅	拡幅 特定交通安全施 設整備工事	災害防除工事 拡幅	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">隠岐支庁県 土整備局</td> <td>道路改良工事</td> </tr> <tr> <td>拡幅</td> </tr> <tr> <td>拡幅 特定交通安全施 設整備工事</td> </tr> <tr> <td>災害復旧工事 拡幅</td> </tr> </table>	隠岐支庁県 土整備局	道路改良工事	拡幅	拡幅 特定交通安全施 設整備工事	災害復旧工事 拡幅
隠岐支庁県 土整備局	道路改良工事												
	拡幅												
	拡幅 特定交通安全施 設整備工事												
	災害防除工事 拡幅												
隠岐支庁県 土整備局	道路改良工事												
	拡幅												
	拡幅 特定交通安全施 設整備工事												
	災害復旧工事 拡幅												
	島根県告示第118号 の表中	出雲市上塩冶町2646番1地先から同 町2637番9地先まで	出雲市上塩冶町2637番9地先から同 町2646番1地先まで										

平成19年2月27日付け島根県報第1,857号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正				
2	島根県告示第150号 の表中	<table border="1"> <tr><td>81.0</td></tr> <tr><td>81.0</td></tr> </table>	81.0	81.0	<table border="1"> <tr><td>82.0</td></tr> <tr><td>82.0</td></tr> </table>	82.0	82.0
81.0							
81.0							
82.0							
82.0							
4	島根県告示第151号 の表中	<table border="1"> <tr><td>81.0</td></tr> </table>	81.0	<table border="1"> <tr><td>82.0</td></tr> </table>	82.0		
81.0							
82.0							